

東電 国基準超す賠償確定

最高裁 原発避難新たに3件

東京電力福島第一原発事故で避難した住民らが東電

に賠償を求めた3件の集団

訴訟で、最高裁第三小法廷

(林道晴裁判長)は東電と

原告の上告を退けた。計約

600人に国の基準を超す

総額約11億円を払うよう命

じた二審判決が確定した。

7日付の決定。同種の集団

訴訟は約30件あり、東電の

賠償が最高裁で確定したの

は今回で6件となった。

今回の決定で確定したの

は、福島県の帰還困難区域

などに住んでいた計約53

0人が「ふるさと喪失」を

訴えて福島地裁いわき支部

と東京地裁に起こした訴訟

と、福島市など自主避難の

対象区域の約50人が放射線

被害の不安を訴えて福島地

裁に起こした訴訟。

いわき訴訟の二審・仙台

高裁は、「ふるさと喪失」

の慰謝料などとして、原子

力損害賠償法にもとづく賠

償の基準「中間指針」を1

人120万〜250万円上

回る賠償を認定。東京訴訟

の二審・東京高裁も100

万円の上積みを含めた。福

島訴訟の二審・仙台高裁

は、1人8万円という中間

指針を上回る30万円の賠償

が妥当と判断した。

東電は3訴訟とも「すで

に十分に賠償した」と上告

し、一審より賠償額を減ら

した東京訴訟については原

告側も上告していた。

福島訴訟の原告側代理人の

弁護士は、「ようやくここ

に来たのかと、ほっとした

のが正直なところ。中間指

針は見直されるべきだ」と

訴えた。先に東電の賠償責

任が確定した3件の訴訟で

争われた国の賠償責任につ

いては、第二小法廷が今夏

までに統一判断を示す見通

し。

(阿部峻介)